

— お問合せ先 —

社会福祉協議会一覧



大分市社会福祉協議会

〒870-0839
大分市金池南1丁目5番1号
ホルトホール大分4階 生活支援課
TEL: 097-547-8319 FAX: 097-547-9583

別府市社会福祉協議会

〒874-0908
別府市上田の瀬町15番40号 市社会福祉会館
TEL: 0977-26-6070 FAX: 0977-26-6620

中津市社会福祉協議会

〒871-0021
中津市沖代町1丁目1番11号 市教育福祉センター
TEL: 0979-23-2095 FAX: 0979-24-7682

日田市社会福祉協議会

〒877-0003
日田市内城内町1番8号
市総合保健福祉センター(ウェルピア)3階
TEL: 0973-24-7026 FAX: 0973-24-3452

佐伯市社会福祉協議会

〒876-0844
佐伯市向島1丁目1番3号
TEL: 0972-23-7450 FAX: 0972-22-9031

臼杵市社会福祉協議会

〒875-0041
臼杵市大字臼杵4番1号 市社会福祉センター
TEL: 0972-64-0123 FAX: 0972-64-0131

津久見市社会福祉協議会

〒879-2441
津久見市中央町760番地133
TEL: 0972-82-5000 FAX: 0972-82-5003

竹田市社会福祉協議会

〒878-0011
竹田市大字々々1650番地 市総合社会福祉センター
TEL: 0974-63-1544 FAX: 0974-63-1050

豊後高田市社会福祉協議会

〒872-1105
豊後高田市白野4335番地3
TEL: 0978-25-5100 FAX: 0978-53-5755

杵築市社会福祉協議会

〒873-0005
杵築市大字猪尾900番地
TEL: 0978-62-2649 FAX: 0978-62-2659

宇佐市社会福祉協議会

〒879-0455
宇佐市大字閣437番地
TEL: 0978-33-0725 FAX: 0978-33-0970

豊後大野市社会福祉協議会

〒879-7153
豊後大野市三重町玉田1128番地
三重農村環境改善センター
TEL: 0974-22-6677 FAX: 0974-22-3118

由布市社会福祉協議会

〒879-5434
由布市庄内町庄内原365番地の1
由布市ほのぼのプラザ
TEL: 097-582-2756 FAX: 097-582-2878

国東市社会福祉協議会

〒873-0644
国東市国東町浜崎2757番地5 国東町福祉センター
TEL: 0978-74-0333 FAX: 0978-74-0334

姫島村社会福祉協議会

〒872-1501
東国東郡姫島村1634-1 村老人憩いの家「白寿苑」
TEL: 0978-87-2024 FAX: 0978-87-3629

日出町社会福祉協議会

〒879-1502
速見郡日出町大字藤原2277番地1
TEL: 0977-72-0323 FAX: 0977-72-9785

九重町社会福祉協議会

〒879-4803
玖珠郡九重町大字後野上17番地1 町保健福祉センター
TEL: 0973-76-2500 FAX: 0973-76-3835

玖珠町社会福祉協議会

〒879-4405
玖珠郡玖珠町大字岩室24番地1 町老人福祉センター
TEL: 0973-72-5513 FAX: 0973-72-2816

※上記の住所及び電話番号は平成29年4月1日現在の情報です。

大分県社会福祉協議会 福祉資金課

〒870-0907 大分市大津町2丁目1-41
TEL.097-558-7701 FAX.097-515-7770

この貸付制度は、低所得者、障がい者、または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。



大分県社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「たいけん」

総合支援資金

失業などにより生計維持が困難になり、生活再建のための継続的な相談支援を必要とする世帯に対し、資金を貸し付けることで世帯の自立を支援する貸付制度です。生活支援費：月20万円(単身15万円)以内最長1年以内。

※住居のない無職者には、公的制度給付等までのつなぎ資金制度もあります。

福祉資金

低所得者、障がい者又は高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的自立および在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。(生業、技能習得、療養・介護、住宅増改築等)

教育支援資金

低所得者世帯を対象に、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費を無利子でお貸しする貸付制度です。

生活福祉資金
貸付制度の
ご案内

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要少額の費用を貸し付ける制度です。10万円以内の貸付。

不動産担保型生活資金

住み慣れた我が家で老後を送れるように、所有しているお住まいの土地・建物を担保として生活資金をお貸しする貸付制度です。土地評価額1000万円以上65歳以上・月30万円以内の貸付

※要保護世帯向け不動産担保型生活資金については別冊参照

●貸付対象

- 大分県内に居住(又は予定)している人
- ①低所得世帯……世帯の収入が一定基準内の世帯
- ②障がい者世帯……身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯
- ③高齢者世帯……65歳以上の高齢者の属する世帯

●貸付の対象とならない人

- ①他法・他制度(日本学生支援機構・母子父子寡婦福祉資金、その他公的資金の借入等)の利用ができる人の属する世帯
- ②すでに生活福祉資金を借入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人
- ③暴力団員が属する世帯

●貸付利率

- ①総合支援資金・福祉資金(福祉費) 連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てることができない場合：年1.5%
- ②教育支援資金・緊急小口資金(福祉資金) 無利子
- ③不動産担保型生活資金年3%又は当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率

●延滞利子

最終償還期限を過ぎた場合は、残元金に対して年5%の延滞利子が加算される。

●償還期間

貸付資金、貸付金額により異なる。

申込みの方法・手続き

1 申込相談窓口

ご相談・お申し込みはお近くの民生委員または、お住まいの市町村社会福祉協議会へ。

2 連帯保証人

原則として1人必要。但し、連帯保証人を立てることができない場合でも貸付可能。
※緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金については不変

3 連帯借受人

就労、転職、就学又は技能を習得するために、福祉費又は教育支援資金を借入れる場合は、同世帯の生計中心者が連帯債務を負担する連帯借受人が必要となる。(この場合原則、連帯保証人なしでの貸付可)

4 添付書類

資金の種類により、添付書類が異なる。市町村社会福祉協議会に確認すること。

生活福祉資金貸付条件一覧

ご相談・お申し込みは「お住まいの市町村社会福祉協議会」または、「お住まいの市町村社会福祉協議会」

生活福祉資金は貸付から返済に至る過程で、民生委員による相談活動での支援が行われます。

資金種類	貸付対象世帯	貸付条件						
		低所得	高齢者	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率
1 総合支援資金	(1)生活支援費 生活再建に必要な生活費用	○		(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	原則3か月 最長12か月	最終貸付日から6か月以内	据置期間経過後10年以内	連帯保証人あり 無利子
	(2)住宅入居費 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	○		40万円以内	一括	貸付日(生活支援費と合わせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6か月以内		連帯保証人なし 年利1.5%
	(3)一時生活再建費 生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である場合に必要となる費用	○		60万円以内	一括又は分割 若しくは月決め			
2 福祉資金	(1)福祉費			※以下は貸付上限額の目安 (460万円)	一括又は分割	貸付日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6か月以内	据置期間経過後20年以内 ※以下は目安(20年)	連帯保証人あり 無利子
	①生業を営むために必要な経費	○	○					
	②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円				
	③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	○	○	(250万円)				
	④福祉用具等の購入に必要な経費	○	○	(170万円)				
	⑤障害者用自動車の購入に必要な経費		○	(250万円)				
	⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	○	○	(513.6万円)				
	⑦負債又は疾病の治療にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	○		・療養期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円				
	⑧介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	・介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円				
	⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費	○	○	(150万円)				
	⑩冠婚葬祭に必要な経費	○	○	(50万円)				
	⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	○	○	(50万円)				
	⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	○	○	(50万円)				
	⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	○	○	(50万円)				
	(2)緊急小口資金 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する少額の費用 ①医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ②火災等被災によって生活費が必要とき ③年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき ④会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき ⑤滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ⑦法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ⑧給与等の滞りによって生活費が必要とき ⑨その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき	○		10万円以内				
3 教育支援資金	(1)教育支援費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	○		(高校)月3.5万円以内(※) (高専)月6.0万円以内(※) (短大)月6.0万円以内(※) (大学)月6.5万円以内(※)	分割(6か月毎)	卒業後6か月以内	据置期間経過後20年以内	無利子
	(2)就学支度費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	○		50万円以内	一括			
4 不動産担保型生活資金	(1)不動産担保型生活資金 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付する資金		・低所得の高齢者世帯	・土地の評価額の7割を標準 (月30万円以内)	借受人の死亡するまでの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付する資金		・福祉事務所が要保護と認めた高齢者世帯	・土地建物評価額の7割を標準(集合住宅は5割を標準) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)				

※貸付にはこの他、いくつかの条件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

くらしの安定と幸せづくりのためにご利用ください

- ◆この制度は他の貸付制度が利用出来る場合はそれを優先します。
(母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫等)
- ◆収入や負債が多い世帯は対象とならない場合があります。
- ◆他の借入金の返済のために借りることはできません。
- ◆大分県社会福祉協議会は、資金の貸付業務の一部を市町村社会福祉協議会に委託しています。借入には審査があり、お申し込み者のご希望に添えない場合があります。

※総合支援資金と緊急小口資金の申請にあたり、原則自立相談支援制度の利用が必要です。

※教育支援資金については、熟慮や計画性が確認された場合、貸付限度額を1.5倍まで増額することができます。(学費の範囲内)詳しくは、申込窓口(裏面)にお尋ねになって下さい。

貸付金の利率と返済について

- ◆返済期限を過ぎて返済が完了しない場合、残元金に対し年利5%の延滞利息が発生します。
- ◆元利均等の月賦返済となっています。返済方法は、原則として大分銀行またはゆうちょ銀行からの口座引落となります。